

消防団アプリ業務委託企画競争実施の公示

岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱第7条第1項の規定を準用し、次のとおり公示します。

令和8年2月13日

岡山市長 大森 雅夫

1 目的

消防団アプリ業務委託を実施するにあたり、提案書の公募による企画競争を実施し、受注事業者を特定するもの。

2 業務の概要

- (1) 業務名 消防団アプリ業務委託
(2) 業務内容 別添仕様書（案）参照のこと。
(3) 業務期間 令和8年の契約日から令和11年3月31日まで
(4) 概算予算額 総額 18,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）以内
ただし、各年度の委託料の上限額（消費税及び地方消費税を含む。）は、次のとおりとする。

年度	年間の委託料の上限額 (消費税及び地方消費税を含む。)
令和8年度	6,000千円
令和9年度	6,000千円
令和10年度	6,000千円

(5) 支払条件 毎月払い

(6) 契約保証 契約保証金（契約金額の10／100以上の額）
本契約に係る契約保証金の種類は、①契約保証金の納付、②有価証券の提供、③銀行等の金融機関の保証、④履行保証保険による保証のいずれかとする。

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び岡山市契約規則（平成元年市規則第63号。以下「契約規則」という。）第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号）に基づき、岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格名簿」という。）に登載され、「役務」部門の業種「電算」業種細区分「システム開発・運用・保守」に登録のあること。ただし、登録されていない場合であっても、参加申込書提出の際に、別表1に掲げる書類を提出し、適正と認められるときは、この企画競争に限り、

登録されている者と同等に扱うこととする。

- (3) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)
第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (4) 会社更生法による更生手続き開始の申し立て、民事再生法による再生手続き開始の
申し立て又は破産法による破産の申し立てがなされていないこと。
- (5) 企画競争参加申請書の提出日から契約までの間、岡山市指名停止基準に基づく、指
名停止又は指名留保期間中でないこと。
- (6) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）に関する「ISO/IEC27001」認証又
は個人情報の保護体制に対する第三者認証制度「プライバシーマーク」の認証を受け
ていること。取得していない場合にはサービス開始までに取得できること。
- (7) 過去に、国又は地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する
地方公共団体の組合を含む。）が発注する消防団アプリ業務を元請として受託し、完
了した実績を有すること。

4 日程及び期限

内容	日程・期限
仕様書（案）等の交付	公示日～令和8年3月9日（月）
仕様書（案）等に関する質問受付	令和8年2月20日（金）午後5時まで
仕様書（案）等に関する質問回答	令和8年2月24日（火）午後5時までに岡山市ホ ームページ上で掲載
参加申請書及び企画提案書の提出	令和8年2月16日（月）から 令和8年3月9日（月）午後5時必着
ヒアリングの実施	令和8年3月16日（月）を予定
審査結果の通知	令和8年3月17日（火）を予定

5 仕様書（案）等の交付方法

岡山市ホームページ（事業者情報>入札・契約>その他の入札情報>企画競争・その
他）からダウンロードすること。

ホームページアドレス（http://www.city.okayama.jp/category/category_00001456.html）

6 仕様書（案）等に関する質問の受付及び回答

仕様書（案）等に関する質問を受け付ける。ただし、評価基準の配点等、審査に支障
をきたす質問については受け付けない。

（1）受付方法

質問書（様式1）に質問内容を記載し、電子メールにより岡山市消防局消防総務部
消防企画総務課へ送信すること。その際、メールの件名を「【企画競争質問】消防団
アプリ業務委託」とし、送信後は電話により到着確認を行うこと。

電子メール：shoubou_dan@city.okayama.jp

電話番号：(086)234-9973

(2) 回答方法

岡山市ホームページ（事業者情報>入札・契約>その他の入札情報>企画競争・その他）へ掲載する。

7 企画提案書の提出

(1) 提出方法

岡山市消防局消防総務部消防企画総務課宛に、「消防団アプリ業務委託参加申請及び提案書在中」と朱書きの上、一般書留又は簡易書留により郵送（提出期限必着）又は持参すること。

持参の場合は岡山市の休日を定める条例（平成元年市条例第44号）に規定する休日を除く。また、確実な申請時間は午前9時～正午及び午後1時～午後5時とする。

(2) 提出書類

- ① 企画競争参加申請書（様式2）
- ② 会社概要及び実績表（様式3）
- ③ 企画提案書（様式は自由）
 - ・仕様書（案）を熟読の上、提案すること。
 - ・原則としてA4判、カラー印刷とすること。
 - ・枚数は片面で5枚程度とすること。
- ④ 見積書（様式は自由）
 - ・概算予算額を超えないよう注意すること。
- ⑤ 有資格者名簿に登載されている者と同等であるとの認定を受けるための書類（別表1）に掲げる書類
 - ・有資格者名簿に登載が無い場合のみ提出すること。

(3) 提出部数

上記①、②、⑤は社名、代表者印のあるもの各1部（正本）

上記③、④は下記のとおり

- ・社名、代表者印のあるもの1部（正本）
- ・社名、代表者印のないもの7部（副本）

※副本には社名や代表者名が表示されないよう、該当箇所は空白や黒塗りをすること。

(4) 注意事項

- ① 企画競争参加申請書（様式2）に連絡先（電話番号、電子メールアドレス等）を記入すること。
- ② 仕様書（案）等に関する質問回答を確認のうえ、提出すること。
- ③ 提出期限までに提出されなかった提案書は、いかなる理由でも特定しない。
- ④ 企画提案書の差し替え、再提出は認めない。
- ⑤ 提案を取り下げる場合は、企画競争参加辞退届（様式4）を電子メールで提出すること。

8 特定方法等

(1) 審査体制

消防団アプリ業務委託審査委員会（以下「委員会」という。）で審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者（次点）を特定する。

(2) 審査方法

- ① 委員会は参加資格審査を行った後、参加資格が満たされる提案者について、提出書類及び提案者へのヒアリングにより、審査項目について審査を行う。
- ② 委員会は、別表2「消防団アプリ業務委託提案書評価基準」（以下、「評価基準」という。）をもとに、委員1名あたり100点満点で審査し、各委員の合計得点により最適提案者及び次順位の提案者（次点）を特定する。
- ③ 委員の合計審査点数の最高点が同点であった場合、「業務内容」の合計審査点が上位の者を最適な提案者として特定する。
- ④ 委員会は、提案者名を伏せて審査を行う。

(3) ヒアリングの実施

- ① 詳細な実施日時及び場所については、後日メールで通知する。
- ② 審査時間は、1提案者につき30分程度（説明20分、質疑10分程度）行う。
- ③ 出席者は1提案者につき2名以内とし、ヒアリングに用いる資料は、事前に提出された企画提案書及び見積書に限る。（パソコンの使用及びモニターへの画面表示は可とするが、事前に提出された提案書の内容以外の説明及び表示は認めない。）

(4) 評価基準

別表2「評価基準」とおり

(5) 提案者の失格

契約の相手方として決定するまでに、提案者が次のいずれかに該当する場合には失格とする。

- ① 「3参加資格」を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に虚偽又は不備があった場合
- ③ 契約の履行が困難と認められるに至った場合
- ④ 提案者が個別に委員会の委員と接触を持つなど審査の公平性を害する行為があつた場合
- ⑤ 提案者がヒアリングに出席しない場合
- ⑥ 見積額が概算予算額及び各年度の委託料の上限額を超過している場合
- ⑦ その他委員会で、本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合

(6) 特定結果の通知

最適な提案者に対しては提案書を特定したことを書面で通知する。特定されなかつた提案者へは、提案書を特定しなかったことを書面で通知する。

9 契約手続等

最適な提案者は、企画競争を実施した結果、最適な者として特定しただけであり、契約を締結するまでは契約関係は生じない。

委員会で特定された最適な提案者と協議し企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとする。

なお、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が契約締結するまでの間に、失格条件に該当した場合、次順位の提案者（次点）と協議できるものとする。

10 その他留意事項

- (1) 提案書の作成及び提出に関する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は、審査以外には使用しない。
- (3) 特定しなかった提案書は、原則として返却する。返却が不要な場合は、提案時にその旨を知らせること。
- (4) 提案書に虚偽の記載を行った場合、当該提案書を無効とするとともに、提案者に対しては指名停止を行うことがある。
- (5) 提案書は、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより、当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象となる。ただし、提案書特定期間中は、同条例第5条第4号イの規定により、開示の対象としない。
- (6) この企画競争の概算予算額は、この業務の契約締結に係る許容（予定）価格ではない。
- (7) この企画競争において使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とする。
- (8) 本公示に記載のない事項については、岡山市契約規則（平成元年市規則第63号）及び岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱に定めるところによる。
- (9) 本業務に関する予算は、岡山市令和8年度当初予算案に計上し、岡山市2月定例市議会に提案する予定であるが、予算案が可決・成立しない場合は、本業務の執行は行わない。なお、その場合の応募者における損害については、市は一切負担しない。

【提出先・問い合わせ先】

岡山市消防局消防総務部消防企画総務課（岡山市役所本庁舎7階）担当：岡崎、浮田
〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号
電話：(086)234-9973
FAX：(086)234-1059
電子メール：shoubou_dan@city.okayama.jp